

夏期の節電に向けた労使の取組への対応

- 東京電力・東北電力管内の労働局・労働基準監督署に、節電対策緊急労働相談窓口を開設。始業・終業時刻の繰上げや所定休日の変更、変形労働時間制の導入など節電のために労働条件の見直しを検討している労使からの相談に対応。（5月13日～）
 - 労使の話合いのポイントや労働時間制度等の変更手続等をまとめたパンフレット「節電に取り組む労使のみなさんへ」（5月13日～）、「平成23年夏期の節電対策に伴う変形労働時間制の労使協定の変更、解約について」（5月31日～）を作成し、労働組合・事業主団体等に周知。
 - 電力需給対策本部において取りまとめられた夏期の電力需給対策を受けた事務所の室内温度、照度及び換気の取扱いについて、労働局に通知するとともに、関係団体へ内容の周知を要請。（5月20日）
 - 「節電に向けた労働時間の見直し等に関するQ&A」を作成し、各都道府県労働局に周知するとともに、厚生労働省HPにて公表。（5月30日）
- ※ 5月13日に政府の電力需給緊急対策本部（現：電力需給に関する検討会合）が「夏期の電力需給対策について」を決定。東京電力・東北電力管内の電力需要家に対し、7～9月の平日の9時から20時の使用最大電力を前年比▲15%抑制すること等を求めている。